

志摩市健康づくり運動推進事業業務委託プロポーザル方式審査要項

1. 審査の対象者

本プロポーザル方式の審査対象となる事業者は、参加申込書及び提案書を提出した参加者に限る。なお、参加申込書及び提案書を提出した者が1者の場合でも、本プロポーザル方式の審査は実施する。

2. 審査の方法

- (1) 志摩市が設置した「志摩市健康づくり運動推進事業業務委託プロポーザル方式選定委員会」（以下「委員会」という。）が参加者の審査を行う。
- (2) 評価基準（評価項目、配点等）は、別紙のとおりとする。
- (3) 審査は、委員会の各委員が参加者ごとに評価項目に対して評価点を付与する。
- (4) 各委員の評価点から、評価項目ごとに平均値を算出（少数点第一位以下切捨）し、各評価項目の平均値を合算した総得点が60点以上の者のうち、最も高い参加者を受託候補者として決定する。

なお、総得点と同点の場合は、「企画提案の内容」の評価点が高い参加者を受託候補者として決定する。「企画提案の内容」の評価点も同じ場合は、委員長の決するところとする。

- (5) 参加者が1者のみの場合における当該1者、参加者が複数の場合における順位が最上位の者又は契約交渉相手方に選定された者が契約を締結しなかった場合、もしくはその他権利を失った場合における次点者及びそれ以降の者は、次の得点要件を満たしたときに契約交渉相手方として決定する。
総得点が60点以上であること。

3. 審査

- (1) 提案書、ヒアリングによって、審査を実施する。
- (2) 次のいずれかに該当する場合は審査対象から除外する。
 - 1) 事業費の見積額が委託料の上限額を超えている場合
 - 2) 提案書について、定めた提出方法、提出先、期限に適合しない場合
 - 3) 提案書の提案内容に疑義がある場合
 - 4) 参加者及び協力会社が審査関係者に対する不当な活動を行ったと認められる場合
- (3) ヒアリング審査の概要は以下のとおりとする。
 - 1) 参加者からの提案書に関する概要説明 約15分
 - 2) 委員会から参加者へのヒアリング 約20分
 - 3) 参加者の出席人数は3人以内とする。
 - 4) パソコン、液晶プロジェクター等の投影装置の使用は認めない。
 - 5) 説明用の追加資料の提示及び配布は認めない。
- (4) ヒアリングの詳細（会場、時間等）については、後日各参加者へ電子メールで通知する。
- (5) 審査結果は、ヒアリングを受けたすべての参加者に通知する。

志摩市健康づくり運動推進事業業務受託選定評価基準

評価項目及び評価内容	評価及び評価点数				
	非常に 優秀	優秀	ふつう	やや 劣る	劣る
1. 全体について (25 点)					
応募の動機は適切であり、意欲は十分か	5	4	3	2	1
事業の目的を理解し、事業効果を達成できるか	5	4	3	2	1
運動指導の経験及び実績は十分か	5	4	3	2	1
提案内容が実施要領や仕様書と整合しているか	5	4	3	2	1
事業を適正かつ確実に実施できるよう、十分な人員体制が整っているか	5	4	3	2	1
2. 企画提案の内容 (65 点)					
事業計画の従事者、時間配分及びプログラム構成は適切か	10	8	6	4	2
具体的かつ効果的な内容で、運動習慣の定着を促すような内容か	10	8	6	4	2
参加者の年齢に合わせた運動プログラムについて考えられているか	10	8	6	4	2
教室終了後、参加者が運動等を自ら継続して行うことができる工夫があるか	10	8	6	4	2
事業効果の評価方法は適切か	10	8	6	4	2
参加率や参加継続率が向上するような工夫がされているか	10	8	6	4	2
特筆すべきアピールポイントがあるか、独創性のある提案がなされているか	5	4	3	2	1
3. 安全管理体制等について(10 点)					
個人情報等の情報保護の対策及び漏洩防止の対応は適切か	5	4	3	2	1
事故・トラブル発生時の対応、災害時の対応、事故防止の対策は十分か	5	4	3	2	1
合計	100 点				